

令和8・9年度の後期高齢者医療保険料について

(東京都後期高齢者医療広域連合算定案)

令和7年第4回定例会
福祉保険委員会資料No.70
令和7年12月12日

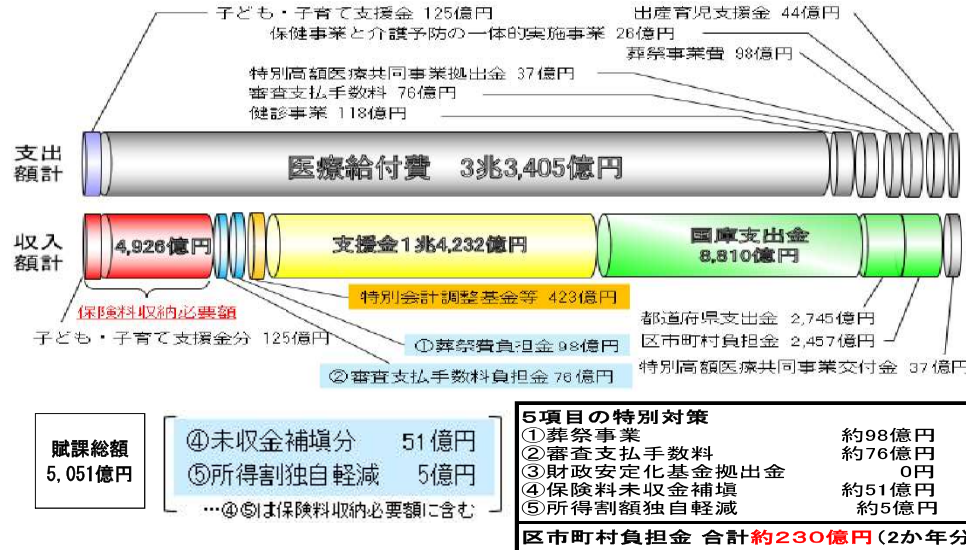
〇 ≪保険料率算定の設定条件≫

- (1)被保険者数は、東京都の人口推計等を基に、令和8年度を「179.0万人」、令和9年度を「178.8万人」と推計した。
- (2)医療給付費は、令和4年度～令和6年度の平均伸び率「1.66%」を採用し、さらに配慮措置終了の影響額を差し引いて、令和8年度を「**1兆6,574億円**」、令和9年度を「**1兆6,831億円**」と推計した。なお、配慮措置終了による影響は令和8・9年度2年間で「**△約72億円**」の公費の減を見込んだ。
- (3)後期高齢者負担率は、**10月**に発出された国(厚労省)の通知に基づき「**13.27%**」とした。
- (4)所得係数は、令和4年度～令和6年度の実績を平均して「**1.56**」と推計した。国(厚労省)の通知により、令和6・7年度保険料率算定と同様に、令和8・9年度についても所得係数に52/48を乗じる算定方法が新たに示された。その結果、均等割額と所得割額は「**37.17:62.83**」となった。これにより、52/48を乗じる前と比較して、普通調整交付金が「**△42億円**」となった。
- (5)被保険者の所得は、令和7年6月の確定賦課時点の所得を基とし、所得の伸び率を1年間あたり「**0.32%**」と見込んだ。
- (6)市区町村の保険料予定収納率については「99.00%」とした。
- (7)出産育児支援金の財政影響は東京都広域被保険者数の全国広域被保険者数に占める割合から算出し、2年間で「**44億円**」(1人あたり1,219円/年)と見込んだ。
- (8)賦課限度額は、国(厚労省)の通知により医療分「80万円」、子ども分「2万円」としている。
- ≪子ども・子育て支援金の影響について≫
- (9)令和7年5月に、国(こども家庭庁)から示された「子ども・子育て支援金制度の概要」では、全保険者の支援金拠出の総額は概算で令和8年度・約6,000億円、令和9年度・約8,000億円、令和10年度・約1兆円と見込まれているものの、今回の国(厚労省)の通知では支援金の算定式が令和8年度分についてのみ示され、令和9年度分は示されなかった。国(厚労省)は令和8年度中に改めて、令和9年度分を示すとしている。このため、今回の算定案では、令和8年度の子ども・子育て支援金として算出した額を令和9年度同額として設定し、「**125億円**」を見込んだ。なお、令和8年度の国(厚労省)の通知等で詳細が示され次第、改めて算定を行い、令和9年度の子ども・子育て支援分の保険料率改定(条例改正)につなげていく。

〇 ≪保険料の増加抑制のための施策≫

- ≪特別対策の実施について≫
- (1)令和7年1月に取りまとめた「東京都後期高齢者医療広域連合保険料率算定・特別対策検討会議報告書」を踏まえ、62市区町村に対して実施した意向調査において、今後、特別対策を見直していく方向性は確認されたものの、令和8・9年度は、子ども・子育て支援金の導入など、保険料の増加要因が多いため、特別対策を継続することとした。投入額は「**230億円**」を見込んだ。
- ≪基金の活用について≫
- (2)広域連合の管理する特別会計調整基金及び東京都の管理する財政安定化基金からの投入額として、合わせて「**423億円**」を見込んだ。国(厚労省)からは、「後期高齢者負担率について今後数年間にわたり比較的大きく上昇することが見込まれる中、この期間の保険財政をいかに安定的に運営するかが重要な課題である。急激な保険料の上昇抑制のための(都道府県の管理する)財政安定化基金の特例交付活用の検討」との認識が示された。そのため、同基金の活用について東京都に要望書を提出し交付を求めている。

〇 収支内訳(特別対策を継続し、基金を活用した算定結果)



〇 ≪今後見込まれる保険料算定の変動要因≫

- ≪12月の国の通知にて確定するもの≫
- ①診療報酬の改定率 ②均等割額の軽減判定所得 ③給与所得控除の最低保障額の増額(103万円の壁)の影響
- ≪その他の変動要因≫
- ④1人当たり医療給付費(12月実績を基に推計)

〇 保険料率算定案

		R6・7年度	R8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300円	51,100円	3,800円	8.0%
	子ども・子育て支援分		1,300円	1,300円	
所得割率	医療分	9.67%	9.60%	-0.07pt	-0.7%
	子ども・子育て支援分		0.25%	0.25pt	
一人当たり平均保険料額		111,356円	123,827円	12,471円	11.2%

【保険料額比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】 単位:円							旧但し書き所得階層別の被保険者割合(概算)		被保険者数(R7.6.25時点(概算))
年金収入額	軽減割合		保険料額(年額)			R7年度との増減	増減率		
	均等割額	所得割額	R7年度	R8・9年度	R7年度との増減				
153万円	7割軽減	—	14,100	15,600	1,500	10.6%	0円	52.71%	950,551
168万円	7割軽減	50%軽減	21,400	23,000	1,600	7.5%	1円～150,000円	3.09%	55,776
173万円	5割軽減	25%軽減	38,100	40,900	2,800	7.3%	150,001円～200,000円	0.92%	16,652
198万円	5割軽減	軽減なし	67,100	70,400	3,300	4.9%	200,001円～450,000円	4.68%	84,324
224万円	2割軽減	軽減なし	106,400	111,800	5,400	5.1%	450,001円～710,000円	4.93%	88,785
240万円	軽減なし	軽減なし	131,400	138,000	6,600	5.0%	710,001円～870,000円	3.20%	57,641
400万円	軽減なし	軽減なし	269,200	278,400	9,200	3.4%	870,001円～2,295,000円	18.60%	335,408
430万円	軽減なし	軽減なし	292,900	302,500	9,600	3.3%	2,295,001円～2,540,000円	1.51%	27,271
986万円	軽減なし	軽減なし	770,800	789,300	18,500	2.4%	2,540,001円～7,482,000円 ※子ども分額度割別途	7.38%	133,094
1,017万円	軽減なし	軽減なし	800,000	818,400	18,400	2.3%	7,482,001円～7,785,000円	0.12%	2,130
1,019万円	軽減なし	軽減なし	800,000	820,000	20,000	2.5%	7,785,001円～※医療分額度割別途	2.86%	51,608

※賦課限度額は医療分800,000円、子ども分20,000円
※網掛け部分は賦課限度額到達 医療分 子ども・子育て支援分

〇 参考

		R6・7年度	R8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300円	55,800円	8,500円	18.0%
	子ども・子育て支援分		1,300円	1,300円	
所得割率	医療分	9.67%	10.82%	1.15pt	11.9%
	子ども・子育て支援分		0.26%	0.26pt	
一人当たり平均保険料額		111,356円	135,153円	23,797円	21.4%